

佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護従事者の離職防止及び未就業者の再就業を促進するための勤務環境改善を図るため、介護施設及び事業所等（以下「事業所等」という。）に勤務する職員のために保育施設を運営する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、国民健康団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、医療法人、一般社団法人、営利法人、特定非営利活動法人等で、原則佐賀県病院内保育施設運営事業費補助金交付要綱第3条1項1号に定める事業所等の開設者となっていない者とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象施設の条件)

第3条 補助対象施設の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表1に定める事業所等の開設者が運営をする介護施設内保育施設（近隣の事業所等の介護従事者が共同利用することを目的として一事業所が設置した介護施設内保育施設を含む。）であること。
- (2) 別表2に定める種別に該当すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定により、認可外保育施設設置届を知事へ提出していること。
- (4) 通常保育については、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収していること。

なお、運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する基準額は別表3のとおりとし、補助金額は基準額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度知事が指示する期日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額の増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業の内容については、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を遵守すること。
 - (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (8) 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。
なお、知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (9) 補助事業者は、平成26年以降に都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の交付を受けた場合は、この補助を受けてはならない。また、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、補助対象者が前条第1項の各号に掲げる条件に違反した場合、若しくは前条第1項第4号の規定による知事の承認を得た場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 知事は、補助対象者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前二項の規定により、交付決定を取消した場合において、県は既に交付された補助金について返還させることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1か月以内（第6条第1項第4号により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、該当承認通知を受理した日から1か月以内）又は毎年度3月31日（ただし、補助金が全額概算払で交付されたときは翌年度4月20日）のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。この場合の補助金交付請求書は、様式第4号とする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業所

○指定居宅サービス・指定地域密着型サービス事業者

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

○介護保険施設

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院

別表 2

補助の対象施設種別

基準項目 種別	保育児童数	保育士等職員数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

種別ごとに、全基準項目を満たすこと。

なお、保育児童数算定に関しては、要綱第3条の補助対象施設に入所する別表1で定める施設又は病院若しくは診療所の職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上であれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

なお、臨時に保育した児童については、1日単位の保育は保育児童数の算定に含めるが、時間単位以下の保育については含めないものとする。

また、保育士等職員数算定は、各月1日現在の保育士等職員数の平均によるものとする。

別表 3

基 準 額	対 象 経 費
<p>各介護施設内保育施設につき、1により算定した基本額より別表4に定める保育料収入相当額を控除した額に、別表5に定める介護施設内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と2により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>1 基本額</p> <p>(A型特例) 1人×180,800円×運営月数</p> <p>(A 型) 2人×180,800円×運営月数</p> <p>(B 型) 4人×180,800円×運営月数</p> <p>(B型特例) 6人×180,800円×運営月数</p> <p>2 加算額</p> <p>(1) 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数</p> <p>(2) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数</p> <p>(3) 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数</p> <p>(4) 学童の保育を行っている施設 10,670円×運営日数</p> <p>(5) 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数</p> <p>※(1)から(5)については、別表6から10に定める保育種別ごとの基準を満たすこと。</p> <p>※また、(1)から(5)の保育を、同日中に複数実施する場合の取り扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>ア 24時間保育と休日保育を同日中に実施する場合は、24時間保育の加算のみとする。</p> <p>イ 病児等保育、学童の保育については、いずれの保育とも重複して加算することができることとする。</p> <p>ウ 緊急一時保育は、24時間保育を除くいずれの保育とも重複して加算することができることとする。</p>	<p>当該年度の4月1日から3月31日までの介護施設内保育施設の運営を行うために必要な次に挙げる経費</p> <p>1 保育士等職員の人件費（給料、諸手当等）</p> <p>2 委託料（上記1経費に該当する人件費相当額とする。）</p> <p>ただし、事務、給食職員等直接保育に従事しない者の人件費は対象外とする。</p>

別表 4

<p>介護施設内保育施設運営事業補助金に係る保育料収入相当額の算出について</p> <p>1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。</p> <p>2 保育料収入相当額の算出にあたって対象となる上限の人数は、A型特例については保育児童1人、A型については保育児童4人、B型については保育児童10人、B型特例については18人とする。</p>

別表 5

介護施設内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率について

- 1 負担能力指数は、介護施設内保育施設運営事業費の補助を受けようとする年度の前々年度の介護施設決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の介護施設内保育施設運営費に係る設置者負担額（介護施設内保育施設運営事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、介護施設内保育施設運営費は、介護施設内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等職員の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

(注)

- (1) 保育士等職員の数、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の介護施設内保育施設利用職員の児童数を、下記に示す介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等職員の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等職員の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該介護施設内保育施設の保育士等職員数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

- (2) 標準人件費は、下記に示す介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。
- (3) その他の経費は、介護施設内保育施設運営費支出予定額から保育士等職員の人件費を除いた経費のうち、知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等職員の給食費等介護施設内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

記

- 介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等職員の数算出基準児童数
2.6人
- 介護施設内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額 3,186,000円

- 2 負担能力指数による調整率は、次の表のとおりとする。

区 分	負担能力指数	調整率
基本額	5未満	1
	5以上20未満	0.8
	20以上	0.6

別表 6

24時間保育に係る基準

24時間保育は、終日いずれの時間帯においても、交付要綱第1条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

別表 7

病児等保育の実施に係る基準	
1	<p>対象児童</p> <p>(1) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な介護施設内保育施設に通所している児童で、かつ、保護者のやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。</p> <p>(2) 保育施設に通所している児童ではないが、(1)と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）</p>
2	<p>対象疾患等</p> <p>感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。</p> <p>また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を越えて保育できるものとする。</p>
3	<p>施設</p> <p>病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。</p>
4	<p>職員配置等</p> <p>(1) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。</p> <p>なお、病児等の児童数が2名を越える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。</p> <p>(2) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。</p> <p>(3) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。</p> <p>(4) 他の児童への感染の防止に配慮すること。</p>
5	<p>利用事務手続等</p> <p>(1) 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。</p> <p>(2) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。</p>
6	<p>保育料の徴収</p> <p>病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）</p>
7	<p>その他</p> <p>介護施設等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町の保育担当部局や施設周辺の保育施所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。</p>

別表 8

緊急一時保育の実施に係る基準	
1	対象児童 2 4 時間保育を実施していない介護施設内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、勤務先の介護施設からの緊急呼び出しにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年児童を含む。）。
2	対象となるサービス 介護施設内保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約しており、かつ保育サービス提供者への支払を当該介護施設内保育施設の会計で行い、1 の児童を保育したことにより介護施設内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。
3	緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者 認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育施設、認可保育施設、都道府県又は市町が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

別表 9

学童の保育の実施に係る基準	
1	対象児童 介護施設内保育施設を設置している介護施設の従事者の児童であって、かつ、介護施設に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学生の児童（以下、学童という。）。
2	施設 学童の保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、学童の衛生及び安全を確保することとする。
3	職員配置 学童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第 3 8 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を 1 名以上配置すること。

別表 1 0

休日保育に係る基準
休日保育は、日曜日、祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日に、交付要綱第 1 条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

様式第1号

令和 年 月 日
番 号

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者住所
氏 名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり介護施設内保育施設運営事業を実施したいので、介護施設内保育施設運営事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額算出内訳 (別紙1のとおり)
- 2 事業計画書 (別紙2のとおり)
- 3 収支予算書の抄本 (別紙3のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 保育児童数調、特色のある保育実施日数調、保育士等職員数調、利用保護者数調(様式1-(1)、様式1-(2))
 - (2) 令和 年度(前々年度)介護施設内保育施設設置事業所の決算書(損益(収支)決算書及び貸借対照表)
 - (3) 施設内保育施設の運営収支状況調査票(様式2)
 - (4) 共同であることを証明する書類(事業主間の協定書等)※共同利用型施設の場合のみ
 - (5) 児童の名簿(4月1日現在)
 - (6) 委託契約書(写)(保育施設の運営を委託している場合)
- 5 その他
保育士免許(写)

様式第2号

令和 年 月 日
番 号

佐賀県知事 山口 祥義 様

補助事業者住所
氏 名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日 付け長寿第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業について、別紙に記載した理由により事業の内容を変更し〔金 円の追加交付・減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

様式第3号

令和 年 月 日
番 号

佐賀県知事 山口 祥義 様

補助事業者住所
氏 名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日 付け長寿第 号で補助金交付決定の通知
があった介護施設内保育施設運営事業について、下記のとおり実施したので、
佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付
要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業費精算書 (別紙1のとおり)
- 2 事業実績報告書 (別紙2のとおり)
- 3 収支決算書の抄本 (別紙3のとおり)
- 4 添付書類
 - (1) 保育児童数調、特色のある保育実施日数調、保育士等職員数調、
利用保護者数調 (様式1-(1)、様式1-(2))
 - (2) 施設内保育施設の運営収支状況調査票 (様式2)
 - (3) その他実績確認のために必要となる資料
・ 給与明細 (委託の場合は、支払金額が分かる書類)

様式第4号(概算払)

令和 年 月 日
番 号

佐賀県知事 山口 祥義 様

補助事業者住所
氏 名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日 付け長寿第 号で交付決定の通知があった介護施設内保育施設運営事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

	請 求 額	金	円
内 訳	交 付 決 定 額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

振込先(銀行) (支店) (預金種目)
口座番号() 名義人氏名()

様式第5号(精算払)

令和 年 月 日
番 号

佐賀県知事 山口 祥義 様

補助事業者住所
氏 名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日 付け長寿第 号で額の確定通知があった
介護施設内保育施設運営事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀
県補助金等交付規則及び佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱
の規定により請求します。

記

	請 求 額	金	円
内 訳	確 定 補 助 金 額	金	円
	交 付 決 定 額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	残 額 (請 求 額)	金	円

振 込 先 (銀行) (支 店) (預 金 種 目)
口 座 番 号 () 名 義 人 氏 名 ()

様式第 6 号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

補助事業者住所
氏名

令和 年度佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金消費税等仕入控除
税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け長寿第 号で額の確定通知があった佐賀
県介護施設内保育施設運営事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確
定したので、佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金交付要綱の規定によ
り報告します。

記

1 補助金額	金	円
2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。